

第一種航空身体検査証明書の検査基準

<航空法施行規則別表第四（第六十一条の二関係）>

<一般>

- (一) 頭部、顔面、頸部、軀幹（胴体）又は四肢に航空業務に支障を来すおそれのある奇形、変形又は機能障害がないこと。
- (二) 航空業務に支障を来すおそれのある**過度の肥満**がないこと。
- (三) **悪性腫瘍若しくはその既往歴若しくは悪性腫瘍の疑いがないこと**又は航空業務に支障を来すおそれのある**良性腫瘍**がないこと。
- (四) 重大な感染症又はその疑いがないこと。
- (五) 航空業務に支障を来すおそれのある**内分泌疾患若しくは代謝疾患又はこれらに基づく臓器障害若しくは機能障害**がないこと。
- (六) 航空業務に支障を来すおそれのある**リウマチ性疾患、膠原病又は免疫不全症**がないこと。
- (七) 航空業務に支障を来すおそれのある**アレルギー性疾患**がないこと。
- (八) 航空業務に支障を来すおそれのある**眠気の原因となる睡眠障害**がないこと。

<呼吸器系>

- (一) 航空業務に支障を来すおそれのある**呼吸器疾患又は胸膜・縦隔疾患**がないこと。
- (二) **自然気胸又はその既往歴**がないこと。
- (三) 航空業務に支障を来すおそれのある**胸部の手術による後遺症**がないこと。

<循環器系及び脈管系>

- (一) 収縮期**血圧 160**ミリメートル水銀柱未満、拡張期血圧**95**ミリメートル水銀柱未満であり、かつ、自覚症状を伴う**起立性低血圧**がないこと。
- (二) 心筋障害又はその徴候がないこと。
- (三) **冠動脈疾患**又はその徴候がないこと。
- (四) 航空業務に支障を来すおそれのある**先天性心疾患**がないこと。
- (五) 航空業務に支障を来すおそれのある**後天性弁膜疾患**又はその**既往歴**がないこと。
- (六) 航空業務に支障を来すおそれのある**心膜の疾患**がないこと。
- (七) **心不全**又はその**既往歴**がないこと。
- (八) 航空業務に支障を来すおそれのある**刺激生成又は興奮伝導の異常**がないこと。
- (九) 航空業務に支障を来すおそれのある**動脈疾患、静脈疾患又はリンパ系疾患**が認められないこと。

<消化器系（口腔及び歯牙を除く。）>

- (一) 消化器及び腹膜に航空業務に支障を来すおそれのある**疾患又は機能障害**がないこと。
- (二) 航空業務に支障を来すおそれのある**消化器外科疾患**又は**手術による後遺症**がないこと。

こと。

<血液及び造血器系>

- (一) 航空業務に支障を来すおそれのある**貧血**がないこと。
- (二) 航空業務に支障を来すおそれのある血液又は造血器の系統的疾患がないこと。
- (三) 航空業務に支障を来すおそれのある**出血傾向を有する疾患**がないこと。

<腎臓、泌尿器系及び生殖器系>

- (一) 腎臓に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。
- (二) **泌尿器**に航空業務に支障を来すおそれのある**疾患又は後遺症**がないこと。
- (三) 生殖器に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。
- (四) **妊娠していないこと**。

<運動器系>

- (一) 航空業務に支障を来すおそれのある運動器の奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がないこと。
- (二) **脊柱に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は変形**がないこと。

<精神及び神経系>

- (一) 重大な**精神障害又はこれらの既往歴**がないこと。
- (二) 航空業務に支障を来すおそれのある**パーソナリティ障害若しくは行動障害又はこれらの既往歴**がないこと。
- (三) 薬物依存若しくは**アルコール依存又はこれらの既往歴**がないこと。
- (四) てんかん又はその既往歴がないこと。
- (五) 意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。
- (六) 航空業務に支障を来すおそれのある**頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症**がないこと。
- (七) 中枢神経の重大な障害又はこれらの既往歴がないこと。
- (八) 航空業務に支障を来すおそれのある末梢神経又は自律神経の障害がないこと。

<眼>

- (一) 航空業務に支障を来すおそれのある外眼部及び眼球付属器の疾患又は機能不全がないこと。
- (二) **緑内障**がないこと。
- (三) **中間透光体、眼底又は視路**に航空業務に支障を来すおそれのある**障害**がないこと。

<視機能>

- (一) 次のイ又はロに該当すること。ただし、ロの基準については、航空業務を行うに当たり、**常用眼鏡**(航空業務を行うに当たり常用する矯正眼鏡をいう。)を使用し、かつ、**予備の眼鏡を携帯することを航空身体検査証明に付す条件とする者**に限る。
 - イ 各眼が**裸眼で0.7以上**及び**両眼で1.0以上**の遠見視力を有すること。
 - ロ 各眼について、各レンズの**屈折度が(±)8ジオプリーを超えない範囲の常用眼**

鏡により 0.7 以上、かつ、両眼で 1.0 以上に矯正することができること。

- (二) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が 80 センチメートルの視距離で、近見視力表 (30 センチメートル視力用) により 0.2 以上の視標を判読できること。
- (三) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が 30 センチメートルから 50 センチメートルまでの間の任意の視距離で近見視力表 (30 センチメートル視力用) の 0.5 以上の視標を判読できること。
- (四) 航空業務に支障を来すおそれのある両眼視機能の異常がないこと。
- (五) 航空業務に支障を来すおそれのある視野の異常がないこと。
- (六) 航空業務に支障を来すおそれのある眼球運動の異常がないこと。
- (七) 航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと。

<耳鼻咽喉>

- (一) 内耳、中耳 (乳様突起を含む。) 又は外耳に航空業務に支障を来すおそれのある疾患がないこと。
- (二) 平衡機能障害がないこと。
- (三) 航空業務に支障を来すおそれのある鼓膜の異常がないこと。
- (四) 耳管機能障害がないこと。
- (五) 鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に航空業務に支障を来すおそれのある疾患がないこと。
- (六) 鼻腔の通気を著しく妨げる鼻中隔の彎曲がないこと。
- (七) 吃、発声障害又は言語障害がないこと。

<聴力>

暗騒音が 50 デシベル (A) 未満の部屋で、各耳について 500、1000 及び 2000 ヘルツの各周波数において 35 デシベルを超える聴力低下並びに 3000 ヘルツの周波数において 50 デシベルを超える聴力低下がないこと。

<口腔及び歯牙>

口腔及び歯牙に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。

<総合>

航空業務に支障を来すおそれのある心身の欠陥がないこと。